

## 審 査 基 準

平成 29 年 3 月 12 日 作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第107条の7第3項
処 分 の 概 要	国外運転免許証の交付
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	<p>道路交通法第107条の7第1項及び第2項（国外運転免許証の交付）</p> <p>道路交通法施行規則第37条の8（国外運転免許証の交付）、第37条の9（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）</p>
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	1 日
申 請 先	申請書は、東部、中部又は西部の各地区運転免許センターの窓口 に提出してください。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部交通部運転免許課
備 考	